

## 住宅計画における地方性・地域性

蓑原 敬

### 1. はじめに

私に、与えられたテーマは、「住宅計画における地方性・地域性の実践」である。このテーマの意味する領域は非常に広く住宅計画という言葉一つをとって見ても、たとえば、住宅建設5ヶ年計画のような、住宅政策のプログラムとしての計画から、具体の住宅団地あるいは住戸の建築的計画に到るまで、公共の直接供給住宅の計画、建設、管理から、民間の住宅供給の誘導、生産システム、技術基準、デザインのコントロールに到るまで、様々な領域をカバーしている。

私は、たまたま、茨城県の住宅課長という職にあって、「住宅計画の地方性・地域性」というものに強い関心を持ち、その政策的推進に努力した経験があり、その様な実践的経験を通じて考えて来たことを、いくつかの切断面で考えて見たのが、この論文である。従って、このテーマが持っている包括的内容をできるだけ広い領域に渡って取り上げるということをせず、単にいくつかの切り口からこのテーマに沿って論じて見るに過ぎないという構成をとっていることを、最初にお断わりしておきたい。

第一の切り口は、戦後の公共住宅政策の流れを、大雑把に示しながら、公営、公団、公社などの公共直接供給住宅の物的計画がどの様に変化して来たのか、その中で、地方性、地域性という問題が、いかに取扱われて来たかを、最近の事例を含めて振り返って見たい。

第二の切り口は、日本の住宅のタイプが、歴史的に見て、どの様な変化を遂げ、それが最近の急激な都市化と近代化による伝統的住様式の崩壊の中で、どう変化しようとしているのかを取上げて論じて見たい。

第三の切り口は、地方性・地域性ということ論ずる場合、避けて通れない、建築思潮としての近代主義とその限界について簡単に触れて見るという部分である。これは私の専門的知識では荷が重い仕事であるが、テーマからいって触れないでは済まされないので敢えて、試みるという部分である。

以上3つの切り口から概観した上で、この問題に関する若干の将来への展望ができれば幸せであると考えている。

この論文の執筆に当っては、建設省住宅局住宅建設課

の青木貴裕氏、国土庁計画調整局計画課の鈴木真生氏から貴重な意見を戴いた。特に、3. 公共住宅の中での地方性の項については、青木氏の協力に依る所が大きかった。記して感謝したい。

### 2. 国の住宅政策の流れの中で

戦争直後、広範な戦災による住宅ストックの消滅と、軍人、引揚者の帰還、疎開者のUターンなどによる極度の住宅不足が、住宅政策の出発点だったことが、その後の住宅政策の展開に決定的影響を与えていることは否めない。すなわち、住宅という、本来、民族文化の養床であり、都市や農村の環境の主要素として、高次の政策的配慮を施すべき政策領域が、戦災応急仮設住宅建設の延長上として出発していることが、その後、日本経済が復興し、高度成長が始まり、住宅が量的に充足される段階に到っても、依然として、大きな影響を与えているということである。

もう一つの大きな要素は、近代的な都市住宅というもの成熟の度合、その居住水準のレベルが、日本の場合、非常に低いまま敗戦を迎えたことで、従って、当初の住宅政策が、都市住宅の本来の在り方という長期的展望を持ち得ない緊急措置の連続的、延長線上に展開して行くことを避けることができなかつたことも、その後の展開に決定的影響を与えていると思はれる。

同じ様に戦災を受けたヨーロッパ諸国の場合、当初から、都市住宅の在り方、その水準についての一定の蓄積があり、それを踏まえて、戦後の住宅政策が展開して行くのに較べると、わが国の場合は、近代的都市住宅ストックという観点、その後の大都市への人の集中の度合などから見ると、むしろ開発途上国に近い水準から出発し、開発途上段階を切抜けて来たように見える方が、より現実に近い見方であろう。戦争による国土の破壊が、歴史的に珍しい現象でない国と、有史以来、初めてという国情の差も見逃せないかも知れない。

世界の経済大国として安定した地歩を築いたように見える現状から推して、戦後の住宅政策を振り返って見れば、様々な批判が可能となるが、逆に、時計の針をもどして、当時の状況の中から、何が可能であったか、と考えると

選択の範囲が、非常に狭くなって来ることも又、事実であろう。ともあれ、ここでは、住宅の地方性・地域性といった様な問題意識を持ちつつ、戦後の住宅政策を一瞥して見よう。(注1)

#### (1) 住宅政策の準備期(昭和20年～25年)

昭和20年、敗戦直後に「罹災都市応急簡易住宅建設要綱」が閣議決定され、これにより戸当り6.5坪の応急簡易住宅が30万戸建設されることになる。

21年3月には、人口10万以上の全国23都市への転入制限が行なわれ、また、不要不急建築物の建設禁止、住宅についても、5人家族で12坪以下という制限が設定され(昭和22年)、これに基き建築資材の割当てが行なわれる。

石炭、鉄鋼、電力といった基幹産業がいわゆる傾斜生産方式によって重点的に取扱われ炭鉱労務者住宅の建設が積極的に行なわれる。

そして、逐次、伸び始めていた住宅建設総戸数が、昭和23年をピークに、下降し始めると、いわゆる民間自力建設の促進のための住宅金融が強く求められ、昭和25年5月には、住宅金融公庫法が公布される。

この5年間の住宅政策の展開は、極めて重要な意味をもち、丁度、幼時期の経験が、原記憶として、その後の成長に大きな影響を与えるように、その後の住宅政策の方向づけを与えている気がする。

#### (2) 住宅政策の展開期(昭和26年～昭和48年)

住宅着工戸数は昭和26年から、単調に量的拡大を続けており、昭和49年、高度経済成長が変曲点を迎えるに到って始めて、このカーブが折れるという姿であった。年間住宅着工件数は、昭和26年を100とすると、ピークの48年には実に9倍近い190万戸弱の建設戸数になっている。この間、戸当りの住宅平均床面積も、順調に伸び、昭和49年では、やはり、昭和26年を100とすると128、約77m<sup>2</sup>に達しているが、量の伸びには比すべくもない。(注2)

この様な量的拡大と対応しつつ、住宅対策も、順次、整備されて行く。

昭和26年の公営住宅法の制定、昭和30年の日本住宅公団の設立、昭和40年、地方住宅供給公社制度の創設、昭和41年、住宅建設5ヶ年計画の閣議決定、など次々と重要な制度や組織が産み出される。

又、35年には、住宅地区改良法が公布され、それ以前は、第二種公営住宅の予算内の特枠として続けられて来た事業が、新たな法制度の支援を受けるようになる。

昭和41年には、建設省住宅局から「住宅建設工業化の基本構想」が発表され、政府施策住宅建設の合理化が、工業化を軸として行なわれる路線が定まる。

以上の様に、日本の住宅政策の体系は、昭和26年以降、着々と整備されて来たが、先に述べた様に、公営住宅は、終戦直後の緊急措置として出発した、「国庫補助庶民住

宅」という制度を受けて出発しており、公団や公社の住宅水準も、公営の水準とのつながりの中で、連続的に考えられている。

昭和35年所得増計画が定まり、36年から向う10年間に1,000万戸の住宅を建設するという構想に基づいて、住宅建設計画が立てられるが、折しも、高度成長へ向って、人口の大都市集中と、新産業都市などによる地方分散政策を受け、住宅建設は、戸数拡大へと追まかれていく。

この間の住宅政策の展開は、従って、住宅建設戸数の拡大を基調とし、公共住宅の建設計画の中では、①住戸規模の拡大、②不燃化率の上昇、③中層耐火造をより多く(簡易耐火平屋、2階よりも)という単純なプライオリティが、毎年の予算折衝の核心であるとうう状況が、延々と続いたのである。

昭和41年7月に閣議決定された第一期住宅建設5ヶ年計画の中でも、「国民の居住水準は、すべての世帯が国民経済の成長発展に即応して、その家族構成、居住する地域の特性等に応じ適切な規模、構造および設備を有する居住環境の良好な住宅に住むことができるようにすることを目標とし、昭和45年度までに少なくとも小世帯については9畳以上、一般世帯については12畳以上の居住水準を確保するものとする。」(傍点筆者)と述べるに止っている。

また、住宅建設計画法に基づく計画は、都道府県の水準までを公式の計画とし、生活圏の単位、あるいは市町村の計画が公式化されていないこと、公的資金による住宅の建設事業量を軸として住宅計画を組立てており、住宅ストック全体の即地的問題や、住環境の整備保全には、多く関心が払われていないことなどが、その後の住宅行政の展開の上で、大きな問題になるわけであるが、その間の事情を当時の立案者、尚明氏は、次のように述べている。(注3)

「なぜ(住宅基本法ではなくて)住宅建設計画法という形にしたかということですが、……基本法と銘打つ法律は、……宣言規定みたいなのが前段の方に強く出てくる。……それが具体的に一步一步近づいているのが目のあたりに見えるようなことが、果して現実の財政力や地方行政あるいは当時の住宅困窮の状態から可能であるかを真剣に考えたのです。……とかく宣言規定をすれば理想的な質のほうにウエイトを置く傾向になり勝ちである。……(しかし)当時としては、一番欲しいのは、そうした住宅事情にあって、いわゆる45年には一世帯一住宅を実現すること、……その一世帯一住宅でも、ヨーロッパの半分くらいの規模なわけです。しかも設備などのことは十分うたうことができない。……」

そのことを考えると、事業の量をどの程度やるかについて、国が責任を持つことの方がより重要(だと)考えた。」

ここでは、正に開発途上国日本の途上段階での戦略の分岐点が、明らかに示されているのである。

とはいえ、急速な量的拡大は、できるだけまとまった住宅団地造りの方向で行われ、団地の計画技術の水準は大いに高まったが、上記のような思想が基礎にあるために、いわゆる団地モンロー主義となって、周辺地域の環境とは切れた形の団地計画しか発展せず、逆に区画整理事業の中で集合住宅地を造る場合も、全体としてのアーバン・デザインへの配慮を欠いたものとなっている。これの反射として、住宅行政以外の分野、たとえば、都市計画行政では、住宅の問題を都市計画問題の一部として考える欧米型の計画理念とは全く切れた所で、むしろ都市施設建設主導型の都市計画を進めて来ている。その結果、区画整理の様に、本来、街並み形式が最終目的であるべき事業においても、この期間にあっては、全くそういう意識なしに事業を進めて来ており、結果としては、比較的水準の高い公共施設や住環境を備えながら、上物である住宅の水準や街並みに関しては、後に問題が残る様な形の開発を大量に繰広げるとい形になっている。

たとえば住戸の規模が小さく、将来の増改築の配慮がないため、折角、落ち着いた、良い住宅環境の団地を形成しながら、現在、既に住棟の再開発を迫られている団地、(横浜市内神奈川県住宅供給公社による汐見台団地)大規模な区画整理事業の結果、公共施設の水準は非常に高いのに、住宅を巡る街並みに関しては、非常に多くの問題を残している団地(千葉県内の住宅公団の区画整理手法による団地、広くは、筑波研究学園都市など)など例は枚挙にいとまがない。

この間、地方都市でも、都市化や産業分散に付随して大量の住宅建設が進むけれども、近代化のシンボルとしての団地、特にコンクリート中層のアパートの導入が強く望まれて来たという経緯を経ており、現在でも、基本的には、この様な近代化のメンタリティの上にあるといっても過言ではない。

住宅計画とは直接的関係がないにせよ、広巾員の道という近代的施設の態様に合せて、沿道の建物を不燃化し、いわば近代化のプロセスの調整に役立って来た制度として、耐火建築促進法(昭和27年)、その発展型としての防災建築街区造成法(36年)が、都市再開発法に吸収され、個別の近代化努力の共同化という仕組みが床利用の共同化という仕組みに組替えられたために、日本風の街並みの近代化のための有力な手法が一つ失われたことも指摘しておく必要があるだろう。

また、日本住宅公団による、いわゆるゲタバキ住宅型の市街地住宅による市街地再開発が、昭和30年代末に東京の青山通り、名古屋の一部などで芽が出始めた。住宅建設に携わる人達が、一般の地権者と協力して、店舗などを抱いた市街地住宅を造り、近代的な街並みに改造し

て行くという、労は多いが、将来への重要な布石となるべき事業があったが、いわゆる戸数主義の圧力の下に萌芽期の段階で抑制され、工場跡地の面開発のような、団地モンロー型の仕事が推進されたことも、一つの歴史的事実として指摘しておく必要があるだろう。

この期間を通し、一世帯一住宅は実現し、戸別の住宅水準も着実に上り、鉄筋コンクリート住宅の建設技術の定着とその合理化が進み、木造住宅についても、公庫住宅の審査を通して、最低限の技術水準が確保されるには到ったものの、累積された住宅資産は、街並みとして一定の水準を持った豊かな安定した住宅地と呼ぶべきものが僅く、特に公的直接供給による場合、狭小過密率が高く、特に、大都市圏以外では、このような公的住宅団地の改善が現在の住宅問題の核心になって来ている。

世界的にも稀に見る大都市への人口集中を受け入れつつ、農業社会から工業化社会への脱皮を円滑に進めるために、大量の若年層向けの、仮設的住宅を建てて来た、それも、世界的にも稀な中産化社会の建設を進めて来た従って、安定した住宅資産として見る時は、先進国や開発途上国の近代セクターに見られる質の高い住戸と住環境を兼ね備えた住宅地の蓄積ができなかったというべきであろう。

しかし、ともあれ、この様に極度に困難な開発途上段階の中でも、住宅行政、建築行政への信頼が決定的に失われることがなく、一時、大量に発生しかかった違反建築群も、次第に実質的に消失しつつあり、都市化の急速な開発途上国では普遍的に見られる法治されている近代セクターと、違法の伝統セクターの背中合せの共存、そして伝統セクターのますますの肥大という矛盾を克服し、その間キメ細かな改善の積重ねによって、今後の安定、成熟した街づくりや、それに対応する住宅行政の展開の基礎が残ったことは、評価しておくべきだろう。開発途上国から都市計画や住宅政策を視察に来る人さえも現在の都市・住宅ストックの水準の評価は別として、そのシステムの安定性、信頼性については例外なく高い評価を与えて帰るようである。

### (3) 住宅政策の転換期(昭和49年～)

いわゆるオイル・ショック、ドル・ショックの後に、さしも高度成長を誇って来た日本経済も安定成長へ向け急カーブを切る頃になると、住宅市場の基礎を与えている様々な条件も又、大きく変わった事を露呈し始める。

まず、人口の大都市集中が、鈍化又は停滞し最早、人口の社会移動が、住宅の需要圧としては利かなくなってくる。同時にベビーブーム世代が住宅市場の中で賃貸から分譲へと走り抜けると、その後は、人口の高齢化が一段と早まり、第二次ベビー・ブームの年代までは、人口の年齢構成から来る。住宅需要は確実に減圧する。

経済が安定成長に向かい、むしろ長期的な不況の波に

入ると、地価や建物の価格の急騰が見込めなくなり、キャピタル・ゲインを求める先行投資マインドや、インフレを期待して、長期割賦で先行して住宅を取得する気持ちが沈静化すると、住宅市場全体がタイトになることが避けられなくなる。

この様な状況を背景として、殆んど無限に需要圧があるかのように振舞って来た、公共賃貸、公共分譲の部門がいわゆる「高、遠、狭」問題として、一定の飽和水準に達し、選択的になった住宅市場の中で大きな痛手を被るようになる。最早、慎重なマーケティングによって、地域別、層別に薄く散らばる小市場を適格に把握しつつ、魅力のある住宅供給をしない限り、建てても入らない、売れない、という実体が大都市でも一般的となり、特に地方では、人口の老化の進行によって、一層、賃貸市場が狭り、公営住宅のシェアも落とさざるを得なくなる。

他方、このような安定成熟段階を迎え、いわゆる定住構想などにも示されているように、地方の大都市に対する逆較差が生じ、環境の改善については、むしろ、地方の方が熱心に取進める状況が熟し、「地方の時代」、「文化の時代」などというキャッチ・フレーズの下に、公共住宅のデザインにも革命的な変化が現れ始める。大都市の公営住宅よりは、むしろ地方のたとえば、茨城、石川、群馬、秋田、佐賀などの公営住宅に先進的なモデルが創られ、それが又、他の県へ波及するという形をとり、遂に建設省も、昭和56年から「優良モデル住宅街区建設プロジェクト」という制度を作り、モデル県を選んで、公営住宅のデザイン改革を進め、昭和58年度からは、HOPE計画と称して、地方、特に、一つの市町村を捉え、全体としての住宅及び住宅地環境の総合的な改善計画を樹立する場合に、この計画案を補助する仕組みを制度化するまでに到るのである。

公営、公団、公社、公庫といった基本的施策体系や、施策構造は、発展期のままであって、新しい状況に即応して動ける状況にはないけれども、既に、政策的なレベルでも、新たな転換を予想させる大きな動きがでて来たとして見て良いだろう。

#### (4) まとめ

戦後の国の住宅政策の流れは、戦後の極限状況の中で構想され、その後の巨大な都市化の波の中で展開して来た故に、住宅政策のプログラムとしての住宅計画のレベルでは、殆んど全く、地域性・地方性といった配慮がなかった。

また、住宅政策と都市政策がリンクしていなかったために、都市計画上、住宅計画への配慮が欠けており、都市計画の上でも、一部の例外を除けば、地方性・地域性に対する配慮が欠けていたために、二重の意味で、画一化が進行した。

個別の住宅建設の計画、デザインの上でも標準化が進んだが、一部、例外的なケースもある。後に述べる様に、北海道は、その気候的独自性を住宅建設に反映させる仕組みを持ったし、香川県は、独特のデザインの風土を利用して、地方性を配慮した公共建築物、公営住宅を造り続けて来た。

安定成長期への変曲点から、公共住宅のデザイン面では、様々な新らしい試みが行なわれるようになるが、地方性・地域性という点から見ると、必ずしも新らしい試みであると評価されるべきものはすくない。

住宅政策のプログラムとしての住宅計画では、やっとな昭和58年度に地方性・地域性を勘案した政策の芽生えが生じた程度である。(注4)

### 3. 公共住宅の中での地方性

以上の結果から見ても、現在の公営住宅を中心とする公共住宅の中で、地方性・地域性が表現されているケースは非常に僅ないと考えられる。第一に、比較的規模の小さい、経済的合理性を重視した住宅を大量に造ることが、政策の主目的であり、長期的な都市住宅ストックを積上げるといった意識が薄かったために、地方性・地域性を斟酌する余裕がなかったこと。第二に、日本の場合には、巾広い気候風土のバリエーションがあるにもかかわらず、建築の素材技術については、国土的な統一性があり、開発途上国に見られるように、ベーシックな要求を充たすに過ぎない、土地の不法占拠によるバラック住宅の簇生ですら、一定の地域性を反映するといったことが見られないこと。第三に、都市の不燃化は、木造住宅の追放によるしかないといった、今日から見るとやや急な政策の下に、簡易耐火造、RC造の普及に努め、特に標準設計の採用、部品の工業化、さらには、低層量産公営やSPHといった徹底した量産化路線を歩んだため、画一的な設計による住宅建設が進んだこと。

この様な状況では、気候、風土の差異への対応も殆んど無視されており、わずかに、北海道における石炭庫の設置や、沖縄県における低層耐火造住宅に若干の地方性を見出す程度になっている。

ただし、先にも述べた様に、北海道では、寒地建築研究所を早くから設置して、北海道の気候条件への技術的ディテールのすり合せに関しては配慮しているが、北海道らしい間取りや姿をもった住宅の計画といった風にはなっていない。ただ公社の建売り住宅では三角屋根、妻入りの独特のタイプを産み出したが、最近では、このパターンも崩れているようである。香川県では、山本忠司氏という優れた建築家を県が擁していた上に、金子知事が独特のデザイン風土を創り出したために、例外的に、独自の公共住宅のパターンを造り出して来たが、これは

極めて特異な例である。

公社の住宅に関してもほぼ同様な状況にあるけれども、規模の上限が大きいために、一般住宅に見られる規模の地方差が、公社住宅にも反映している。地価問題が介在する大都市圏は別としても、北陸地方で大きく、西日本、特に九州、四国で小さい。

この他、同様に地方差が反映している例として、北海道の場合のストーブを据えられる居室中心の間取り構成、中部、北陸地方に見られる続き間の存在、沖縄県に見られるRC造の戸建て住宅などにも若干の地方性がかい間見られる。

先にも述べた様に、住宅政策の転換期に入ると、特に地方で、画一性から脱却しようとする試みが急激に増えて来る。茨城を皮切りに、群馬、石川、秋田、佐賀等、続々と新しい公営住宅のモデルや公社の建売住宅の改良が始まる。(注5)

この場合、後にも述べる様に、いわゆるモダニズムの路線にある日本の公共住宅のデザイン実現そのものを問題にする立場から、集合住宅の在り方そのもの(たとえば接地性の回復)、その設計方法そのもの(たとえば地元建築家と中央建築家のパートナーシップ)を問題とする様なラディカルな問題提起もあって、必ずしも、地方性への配慮を重視した流れが主流とは云切れないけれども、明らかに、地方性を意識して設計されているいくつかの事例も出始めている。特に、地方性という意味では、冬期の積雪を考慮した、多雪地域における様々な工夫が出ており、高床中高層住宅の置屋根、中低層住宅の大屋根、雪よけ室、雁木、サン・ルームなどや、夏期の暑熱に対抗する沖縄の屋根付き2階バルコニー・テラスなど。風俗、習慣に根ざす住まい方に配慮した中部、北陸地方の仏間、続き間の導入、大阪の個室分離型の間取りなど。

地域産材への配慮の例として、群馬県の低中層ブロック造、沖縄の赤瓦、茨城の土瓦などの瓦、石材、間伐材などの利用など、様々な配慮が生れて来ている。

先にもあげた、昭和56年度から始まった、「優良モデル住宅街区建設プロジェクト」では、建設省自ら標準設計的アプローチを離れ、地方公共団体の協力を得て、著名な建築家によるモデル的住宅街区の計画と建設が始まっている。

北海道、宮城、茨城、東京、長野、大阪、兵庫、広島(2件)、山口、香川、福岡を対象とし、様々な新しいデザインが生れつつあるが、中でも、神谷、荘司計画設計事務所の手になる長野県営、角間団地や、環境設計研究所の手による山口県営ひばりヶ丘団地などは周辺の環境を良く調和した地方都市の集合住宅らしいものに仕上げられている。

昭和57年度以降も同様な試みが継続しているので、今

後の展開が楽しみである。

#### 4. 住宅タイプの変遷の流れの中で

公共住宅は、一定の歴史的役割りを担ったため、地方性の表現に乏しかかったことは以上の通りであるが、では現代の一般の住宅において、地方性がどう表れているかというのは、又、全く別の問題である。

この点に関する最も優れた資料は、おそらく、昭和55年、56年にわたって建設省住宅局によって行なわれた「地域別居住水準の設定に関する調査」であろうが、この調査については、拙文と同時に書かれている玉置伸吾氏の「居住水準の地方性とその課題」で詳細に取上げられると考えられるので(この調査は、住田昌二氏を主査とし、玉置氏も幹事として参加執筆している。)ここでは、私の議論の前提として必要になる部分だけを簡単に引用しておくに止めよう。(注6)

##### 「1. 地方の住宅の特徴

1) 戦後の住宅フローをマクロにとらえると、3つの大きな流れが注目される。第1は、昭和30年代、大都市圏内部における民間・公共借家の大量供給、第2は、40年代における建売分譲住宅の著増、第3は50年代の地方都市における専用戸建て持家の活況化である。今日「住宅の地方性」が注目されるようになったのは、この第3の動きと関連しているわけで、その背景には、都市化の波が大都市圏から地方都市圏に及んだ結果として、第2次・第3次産業従事者のサラリーマン層が一定量析出してきたこと、この層の核家族化が顕著に進み、都市的生活様式が普及してきたことがあげられる。

2) 持家フローをプランタイプによって大分けすると二潮流が認められる。ひとつはKDL型プランで、大都市圏を中心に、東海道・瀬戸内の都市化地域と北海道に広がっている。いまひとつは続き間プランで、上記以外の地域でウエイトが高い。この点に注目するなら、住宅の地方性とは、この2つのプランタイプの交錯状況の地方差であるともいえる。

3) 洋風な様式を基調とするKDL型プランの地方への普及が意外にすまず、地方において続き間型プランが根強く支持されている。…。

4) 現在供給されている民間・公共の借家は、全国おしなべて規模水準が低く、そのため住宅の地方差はほとんどみられない。」(注7)

この調査で指適されていることの中で、特に面白いのは、住宅の規模水準に顕著な地域差が見られることのほか、日常生活に使われる居室の広さは、規模が大きくなっても、あまり変わらず、むしろ規模の拡大は、格の高さを求め、接客空間、ハレの空間が空き室として増して行くという傾向にあること、主人夫婦の就寝の洋式化は意



ゆとりを汲上げることができない近代化政策に対する鋭い批判がこめられていたのである。

これは一つの象徴的なできごとであったがとに角、こういったことを契機に、まず、茨城の住宅事情の解析とそれに基づく茨城らしい住宅計画の在り方の追求、茨城での公営住宅の住み方の調査、茨城らしい公営住宅の設計などに乗り出すことになり、やがてその様な姿勢が茨城県の住宅行政の伝統として確立し、受け継がれて行くようになるのである。

もちろん、この様な行政の展開が可能だったのは、この様な行政を受け入れ支える政治的リーダーシップが存在したこと、従って、良いものを造るための費用負担の増分を受け入れる財政当局の協力があることが不可欠であり、また、手間のかかるこの様な行政への転換を可能にするような、住宅管理体制の合理化、土地の先行取得なども欠かせない要素であった。同時に、当然、国の補助事業として、国の理解を得ることが不可欠の前提であり、国も又、この様な行政の方向に援助を惜しまなかった。

公営住宅のデザインについていえば、従来優れた建築家に、適正な設計費を払い、現場監理までちゃんとやってもらうという仕組みが欠除しており、標準型の設計で、監理もできるだけ定型化、省力化するという方向が一般的であったし、地方都市で、一品生産的に団地を造る場合にも、この様な考え方が支配的になっていた。また、地元の建築家が登用される場合も、基本的な所は殆んどすべて標準型の仕様があり、設計という行為を根っ子から起すことができなかった。

茨城の場合、当初は、一つの新らしい原型を起すという考え方から、中央の建築家に設計を依頼したが、地元の建築家にカウンターパートを務めてもらい、やがて共同設計という形にもって行った。一つの原型が確立すれば、地元の感覚で多様なバリエーションが産み出される様にならないかという期待がこめられていたのである。

結局、仲々中央からの建築家が手を抜くことはできなかったが、一つの原型が完成し、入居後、一定の住い方調査を経て、デザインの改善を行ない、成熟させて行くというプロセスが、一部実現され、成功している。

茨城の住宅事情から見ると、賃貸住宅の改善を公営住宅を通じて行なって行くというプロセス以上に、持家、特に、普遍的な木造の戸建て持家住宅の水準を改善することが極めて重要である。この点に関しては、茨城の木材業界の中で建売りを手掛けている人々の中に、非常に優れた人材がおり、私の後任の鎌田宜夫住宅課長のバック・アップを受けつつ、木造住宅の改善運動が展開し、現在、事業協同組合である木造住宅センターを結成し、品質の高い、アフター・サービスが行届く在来工法の木造住宅建設に取り組んでいる。住宅・都市整備公団の竜ヶ

崎ニュー・タウンの共同開発の中では、中央の大手企業に伍して、この木造住宅センターも参加しており、過去2ケ年にわたって、相対的に低い販売力の中で、申込み倍率が連続してトップであるという成果をあげている。

木造住宅センターは、参加組会員の技術水準の維持改善のための研修、性能保証、融資など多面的な活動を続けている他、毎月「住まいのコミュニティー紙」を発行して、伝統的な木造住宅の復権のキャンペーンを展開するなど、ユニークな活動を続けている。

これら一連の展開は、確かに、地元からの発想による地元からの活動という性格をもっているけれども、さて、この中にどの様な地方性、地域性が反映しているか、その方法論的スタンスは、と問われると、正面から答え難くなる。

たとえば、公営住宅のデザインにしても、六番池住宅から始まって、会神原、三反田、ひばり、高天原とそれぞれ、時の建築雑誌を賑わす作品群にはなっているが、それが茨城の風土と分れ難く結びついているわけではない。事実、当時、毎日新聞の取上げ方は「南欧風の公営住宅」だったり、西ドイツの建築雑誌は、京都の町屋の伝統が生きたデザインと書くなど、私たち当事者が苦笑いすることも多かった。(注9)

茨城産の土瓦などの県産材を使い、できるだけ、周囲の風景に馴染ませようとは努めているが、結果として、茨城の農家や民家程の「地方性」を獲得しているとは云難い。

しかし、このレベルの議論になると、実践の現場を離れ、問題をも少し高い次元から捉え直して整理して見る必要がありそうである。

## 6. 「地方性」の在りか

誤解を防ぐために、そして、私自身、「地方性」の将来について、必ずしも楽観しているわけではないことを示すために、次の点を指適しておきたい。

住宅もまた文化の産物の一部であって、今後の文明史の流れ、その中で個有の性格をもった個別の文化がどう文明の潮流に反応し、変容し、逆にその結果、文明の流れ自体にも影響を与えて行くか、という一般則から逃れることはできない。

従って、長期的に見ると、まず、先進社会の中では、核家族化が極限まで進行し、さらには、家族という概念が解体するような大都市社会が増大し、しかも、マス・コミュニケーションが、そのような大都市社会に根を置く故に、家族、生活、住いというイメージが、地方の中で益々混乱して行くという可能性が強い。定住化といっても、量的なパターンの安定化という面が強く、人間のモビリティが減少して行くとも思えないので、常に、根

を持たない大都市社会での住いのイメージがまき散らされて来る。そして、それは又、先端の工業化技術、ハイ・テクノロジーの伝播者の役割りを果し続けるだろう。

それにもかかわらず、先進諸国がおしなべて高令化社会に突入し、特に日本が、急速にキャッチ・アップする過程で、ちょうど、いわゆるグリーン・レボリューションが、世界的に見て戦後のベビー・ブーム世代に支えられていた様に、一種のシルバー・レボリューションとして、ノスタルジーを求め、バナキュラーを求め少なくとも見かけ上の歴史的復活主義が、必ずしもスタイルに固執しない形で横行するに違いない。その風潮は、欧米で既に顕著である。(注10)

その上、日本では、国際化が更に進み、外国の空間イメージが、もっと多量に、もっと何気なく氾濫し出すだろう。その時、第三世界のイメージすら、そこでの生活体験を媒介として侵入して来るに違いない。日本に外国人労働者の移住が始まれば、問題は更に複雑になろう。

これらの問題を忘れることはできないけれども、短期的に見ると、特に地方に住むという視角をとると、もう少し、地域の風土、風景に馴染んだ、落ち着いた住環境が形成できないか、と願うのが自然である。

たとえば、まず、素材において、何故、今、伝統的な生の、生きた素材が使えないのか、ということをもう一度問い直したくなる。たとえば、木材である。木目、節にこだわったため、木造を極度に高価なものに押し上げ、結果的に身の廻りから追放し、その代りを工業製品に務めさせるといった図式は、一寸したボタンの掛け違いから発生したものであり、木材の生産、流通、加工の過程に立戻って考え直して見ると、全く別の選択が可能になるのではないか。(防火問題は、2×4工法とか、木材の部材寸法とかで別のアプローチが可能だろうし。)

地方では、住み替えによる、ライフサイクルに応じた居住水準の適応というパターンよりは、増改築、模様替えなどによる適応の形態が多いと思われるが、この場合、耐用年数に応じたコンポーネントの組合せの他、古い民家の様に、まず、構造躯体があり、パーティションによって使まい方を変えるとといった考え方に組替える方が良さそうであるし、その場合、大工、工務店は、むしろ製造業として、建築に携わるといよりは、時の流れに応じて変えて行く住空間を用意するサービス業として機能すべきではないか。

(たまたま木材を例にあげたが、これは木造に限るわけではない。)

そして、古い村や町がそうである様に、時間と共に成熟する風景になるような街づくり、家づくりのシステムが確立できないものだろうか。

このような方向が、しかし、歴史的に直進的な復活主義になり得ないことも明らかである。たとえば、4.で

述べた「地域別居住水準の設定に関する調査」によれば、一般の住宅の住い方の実態を見ると、前述のとおり住宅の規模が大きくなって行く時、家族の居住空間が大きくなるわけではなし、格式を上げるため、また特に接客用の空間が大きくなるに過ぎない傾向があることが指適されている。

これは、一方では、生活実態の画一化によって、家族とその構成員の行動様式が極めて定型化している現状を示すと共に、今後の家族の社会関係の変化、(格式への心理的傾斜は今後どうなるか。接客のパターンはどう変わるか。コミュニティ活動が住い方にどう影響して来るか、等)家族のメンバー相互間の関係の変化(子供に私室を与える傾向は変わらないか。様々な趣味的活動のためのスペース要求(たとえば工作室、ステレオのリスニングルーム)とそれに関するメンバーの関わり方の変化等々。)によっては、住宅の機能に関する所らしい枠組みを作り直さなければ、従来の枠組みでは、全く納りきれないかも知れない事態が出て来ることも予想される。

地方の実態は、戦後、最小限住宅に血道をあげた時代からは大きく遠ざかり、今、真に豊かな、ゆとりのある生活の中で、住い方と住いの再編成が行なわれようとしているのである。

この時、普遍化現象としての近代的技術体系、その背後にある「近代的人間像」の神話は、既に崩壊しており、私達は、自らの文明・文化ミックスの中から、何かを選び取って行くという段階に立たされている。

その時、どこまで、住み家と定める場所の自然生態系の条件や歴史的遺産としての周辺の風景にこだわって住宅を作って行くか、ということが選択の一つの大きな基準となる。

そして、おそらくその選択を左右するのは、住宅の原体験であり、また、住宅に関する広義の教育、常識、イメージといったものであろう。

そう考えると、現在の日本で、日本という地球上の地方に相応しい住い方ができるのかどうか、まして、国内の一地方の中で、その地方固有の状況を反映した、地方性・地域性を具現する住宅計画を樹てることは、極めて困難であると云わざるを得ない。

しかし、もし、21世紀において、日本が、最先端の技術を駆使しつつも、独自の文化的環境を築くことができるかどうかは、どうやら、現在の選択にかかっている気がする。

今まで、私達の空間の原体験を形成し、育てて来た伝統的な住宅空間は既に大幅に崩れ去り、優れた都市の街並みや農村の風景も、大きな変容を遂げてしまった。

私達に残された手掛りは、日に日に僅なくなりつつある様に見える。

私達は、今、伝統的な住い方から、国際的な住い方、

更に、新しい先端技術に支えられた未来的住い方まで、衰微しつつある非常に優れた伝統的なロー・テクノロジーから世界的にも稀な極度に工業化されたハイ・テクノロジーまでの幅広いスペクトルの中から、現在の私達が、最も好ましいと思う住様式や住空間を選び取る立場に立たされている。その選択は一つの社会的過程であって、経済的、社会的、政治的の要因の組み合わせの結果としてしか現れないけれども、住宅や住宅地のデザインに携わる者や、住宅計画や住宅生産の行政に携わる者は、嫌応なく、この選択の流れに干渉し、影響を与えることになる。

これらの人々が、多様な選択の時代という責任不在の言葉に乗って、自らの責任を放棄することなく、自らの思想に従って、この選択の過程に主体的に参加することが大切であると思うし、その時、安定、成熟社会の中では、自らのアイデンティフィケーションの強化という意味で、ますます、地域の生態系や歴史へのコダワリが重要になって来ると思うのである。住宅計画という領域では、生きた技術体系、価値体系の社会的システムの中に、このようなコダワリをどう持ち続けるかが問題であって、それは単に、地域の自然や歴史が積み重ねた空間の厚みをできるだけ謙虚に学ぶというだけでなく、地域の住宅、住宅の実際の利用者の考え方、期待を知り、それを空間形成に移し替えると共に地域の持つ住宅生産システムの中に立入って、その実現が、一つの自律的なシステムとして可能になるように努力するというだけではないだろうか。

(注1)戦後、住宅政策の歴史については、様々な文献があるが、新建材新聞社版、週刊住宅ジャーナル編「住宅・建材の歩みこの20年とこんご」1977年は最も簡便で、かつ、具体的である。この項については、主として、この本の第1編「住宅政策の軌跡」を参照されたい。

(注2)前掲書P476の表を参照、この表の数字は、建設省の現在の公式数値とは、やや異なるが(たとえば、建設省住宅局監修日本住宅協会編「住宅ハンドブック」1982)大勢を見るには支障なからう。

(注3)前掲書P. 49

(注4)住宅計画の地方性に関して包括的に論じている文献は、僅ないと思われるが、雑誌「住宅」1879年5月号の野津敏紀「住宅の地方性」及び、この論文でも参照されている、玉置伸吾の北陸地方の住宅事情に関する一連の研究が眼につく。建築雑誌1976年5月、風土と建築、その遺産・その継承、同年6月北陸の風土と建築各主集は、参考になる。

(注5)茨城については、新建築、1976年7月号、都市住宅1978年1月号等を参照。石川県については、「住宅」1979年10月号参照、この特集は、石川県建築住宅課の広範な地域特性への配慮を知る上で大変参考になる。

(注6)昭和55年3月建設省住宅局「地域別居住水準の設定(48)に関する調査」昭和56年3月同(II)参照

(注7)上掲調査56年(II)P. 8

(注8)平井聖「図説日本住宅の歴史」1980年が参考になる。

(注9)Baumeister誌1976年12月号

(注10)たとえば、チャールズ・ジェンクス著(竹山実訳)「ポストモダニズムの建築言葉」1978参照

## 参考資料

1. 石川県住宅行政における地域性の配慮の実例(石川県建築住宅課作成資料)
2. 続き間の実例 熊本県営住宅(木造)
3. 秋田県営御野場団地(写真)(大屋根)(玄関)
4. 草津市営中島団地(雁木)
5. 茨城県営三反田団地
6. 茨城県営会神原団地
7. 石川県営諸江団地
8. 山口県営ひばりヶ丘団地
9. 長野県営角間団地
10. HOPE計画の概要(建設省住宅局)  
(5. 6. 7. の写真は「都市住宅」8008より転載)

## 資料1 石川県営住宅における地域性への配慮

### 1 平面計画上の配慮

#### (1) サンルームの設置(49年度建設分以降)

当県は10月末から3月始めにかけ特有の季節風が吹き荒れるため、冬場の物干しスペースとしてバルコニーをアルミサッシで囲んだサンルームを設置している。

#### (2) 広い外部物置の設置(53年度建設分以降)(図-1)

積雪地特有の収納物(スノータイヤ、除雪用具、暖房器具等)を収納するための十分な広さを持った外部物置を設置している。

#### (3) 仏壇置場あるいは床(トコ)の設置(53年度建設分以降の一部住戸)

当地の住宅には床、仏壇置場の設置は一般的であるが、公営住宅にも53年度以降これを設置している。(図-2)

#### (4) 続き間

(3)と同様の理由並びに小住宅における住宅の使い勝手を考慮して木造公営住宅、型別供給の小住宅に続き間を設置した。(図-3)

#### (5) コミュニティ・領域ネーミング

公営住宅団地の立地先の古事・由来・民話等々にちなんだコミュニティ領域のネーミングを実施している。(図-4)

##### ① 諸江・新神田両団地

金沢市出身の文学者室生犀星の作品から、漢字一字の単語を選んだ。

##### ② 末団地

当団地の立地している地区の旧村の中でグム建設による水没・廃村集落から選んだ。

##### ③ 古社団地

当団地周辺にある古い塚の名から選んだ。

④ 円光寺団地

「金沢」の名の由来となった「いも堀り藤五郎」の古事から選んだ。

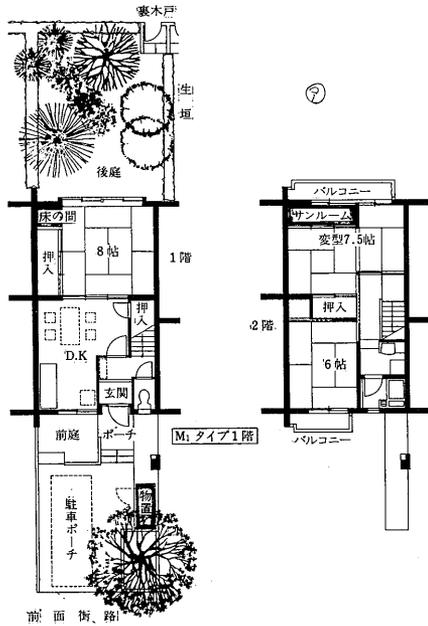
2. 公社住宅における地域性への配慮

(1) サンプルームの設置

公営住宅に同じ。

(2) 仏壇置場

公営住宅に同じ。設置率100%



町家型住戸—その7		平面図
標準世帯向 地上階 メゾネット		
住戸専用部分	76.7㎡	
サンルーム	2.5㎡	
バルコニー	6.1㎡	
専用物置	1.5㎡	
計	86.8㎡	

図-2 新神田団地

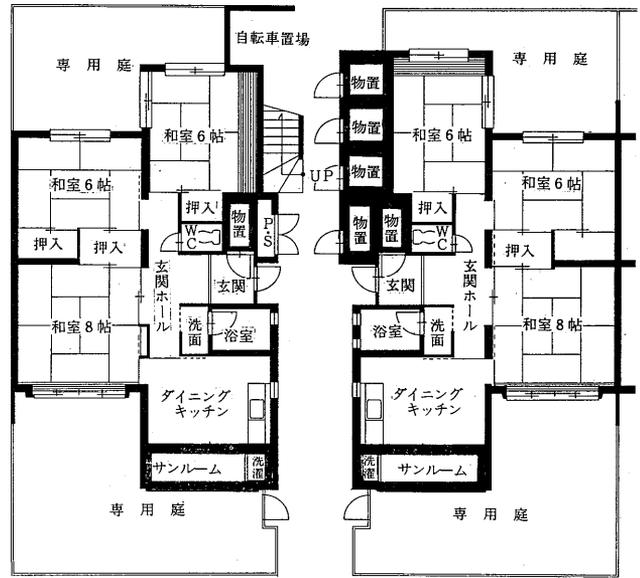


図-1 末団地

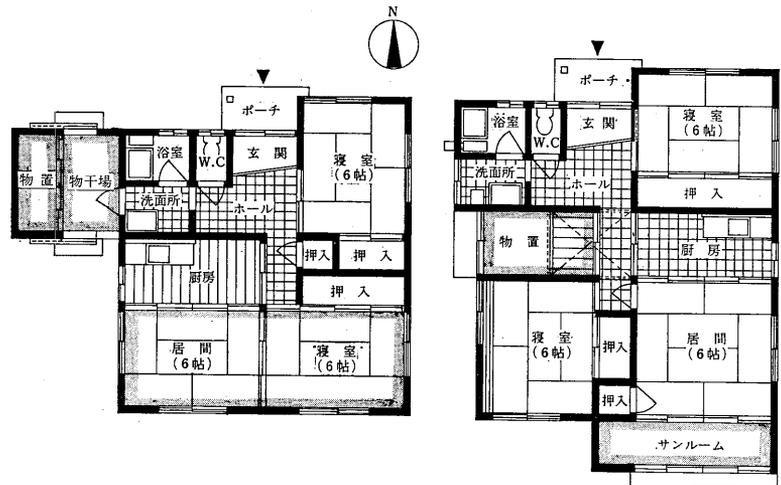


図-3 木造公営

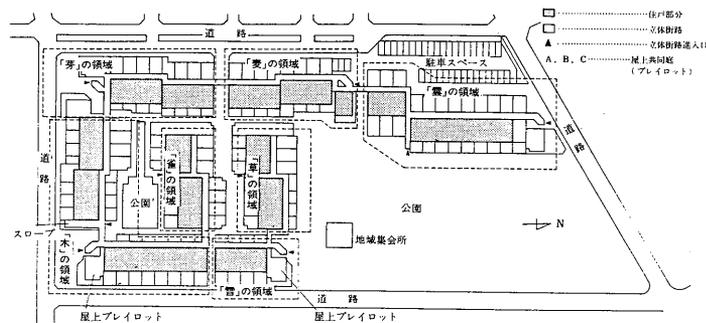
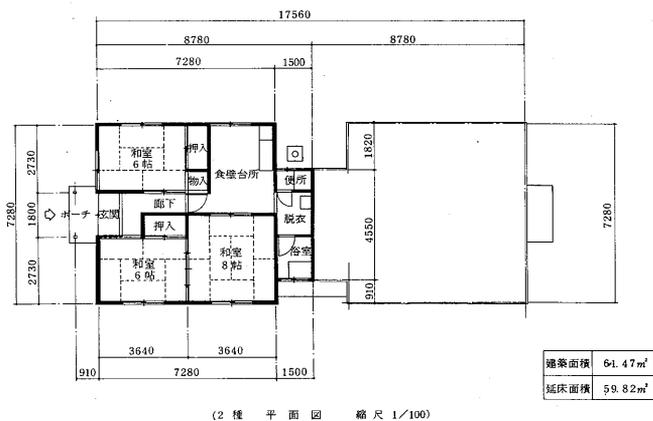


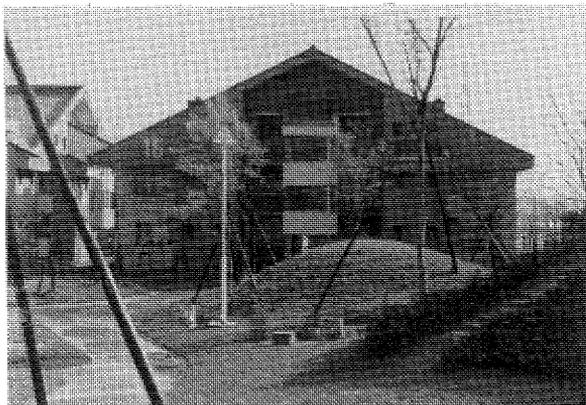
図-4 諸江団地領域図

資料2 熊本県営住宅（木造）

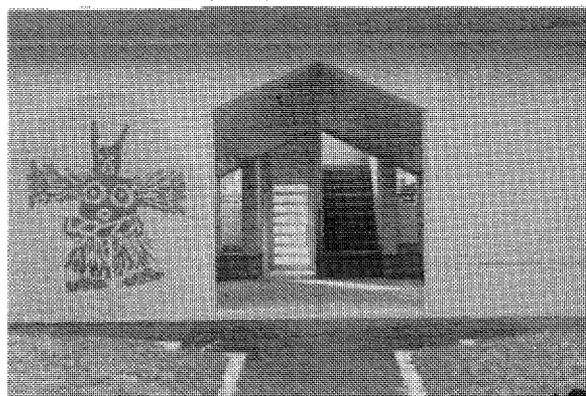


(2 種 平面図 縮尺 1/100)

資料3-1 秋田県営御野場団地（大屋根）



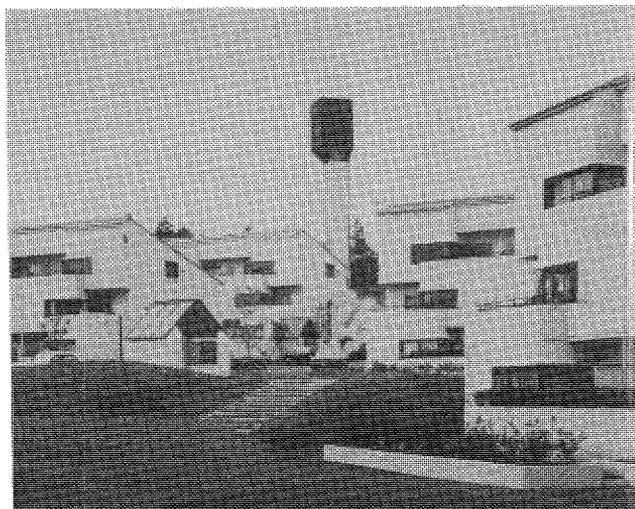
資料3-2 同上（玄関）



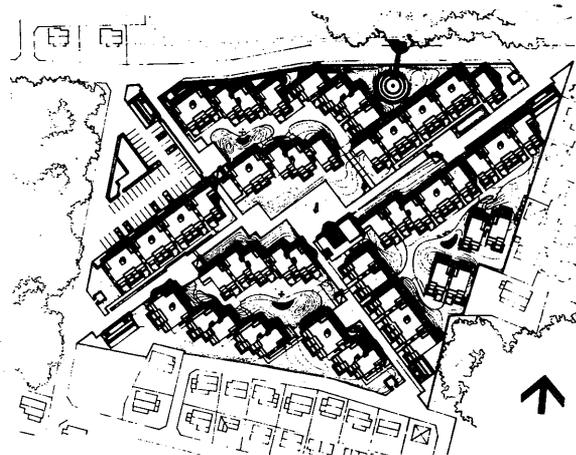
資料4 草津市営中島団地



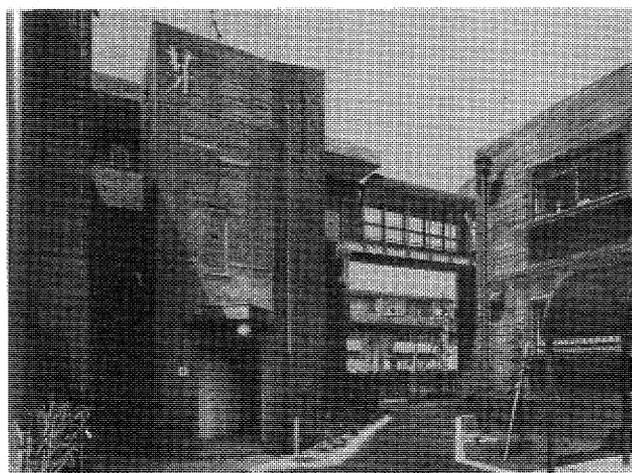
資料5 茨城県営三反田団地



資料6 茨城県営会神原団地



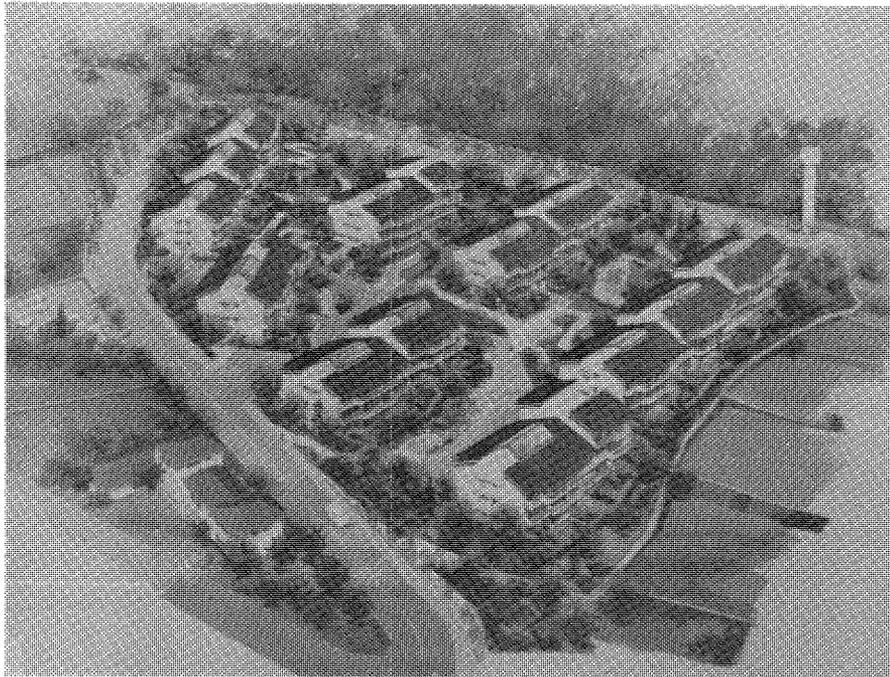
資料7 石川県営諸江団地



資料8 山口県営ひばりヶ丘団地



資料9 長野県営角間団地



## 資料10 地域に根ざした新しい住宅政策の展開について (地域住宅計画—HOPE 計画—の紹介)

建設省住宅局

### 1. はじめに

住宅は土地に定着して、人々の生活の基盤となるばかりでなく、地域を形成する重要な要素となるものです。地域住宅計画(略称:HOPE 計画)は、この点に着目して、地域に根ざした住宅政策の展開を図っていくためのもので、昭和58年度の国の重点施策として企画されています。以下で簡単にその概要を紹介します。

### 2. HOPE 計画のねらい

#### 1) 地域の特性を踏まえた真の高い居住空間の整備

HOPE 計画は、自然環境、伝統、文化等地域が持つ特性を重視し、これを生かしながら、将来に資産として継承しうる真の高い居住空間を整備し、良好な地域社会の形成を図ろうとするものです。

#### 2) 地域の発意と創意による住まいづくりの実施

HOPE 計画は、住宅・住環境の整備について、地域の「自主性」や「多様性」を尊重することにより、地域の発意と創意による住まいづくりを推進しようとするものです。

#### 3) 地域住宅文化、地域住宅生産等にわたった広範な住宅政策の展開

HOPE 計画は、住宅が単体のみならずこれを取り巻く住環境、地域社会、地域住宅産業、地域経済、住宅文化等にまで広くかかわり合いを持っていることから、これらの広汎な住宅関連施設を地域の側において統合し、展開を図ろうとするものです。

### 3. HOPE 計画の策定

1) HOPE 計画の策定主体は市町村です。これは、地域の住宅事情を最も良く把握できる市町村が計画を策定することが住宅政策を展開するうえで最も望ましいと考えられることによるものです。なお、計画の策定にあたっては、広域的な調整を図るため都道府県との協議を経ることとなっています。

2) HOPE 計画は、地域に応じた政策目標を柱に、「長期的な住宅整備の基本方針」、「推進すべき具体的施策」、「毎年度の事業実施計画(によって構成されています)。

地域に応じた政策目標は、大きくは次の3つに分類されます。もちろん、この全てについて計画を作るわけではなく、地域の住宅事情を見ながら必要なものについて計画を作るだけでもけっこうです。

#### イ 良好な住宅市街地の形成

地域における住宅事情を踏まえた住宅や住宅地の総合的整備に関するものです。具体的な施策としては、例えば「一定規模以上の団地での地域関連施設整備」「住宅事業者協議会の結成による効率的な住宅整備のための調整」「公的賃貸住宅ストックの一体的管理」などが考えられます。

#### ロ 地域住宅文化の育成

地域に根ざした生活のなかから生まれた伝統的な住まい、まちなみを大切にし、そこに住む人々の暮らし方も含めて住宅文化という形に結実させるためのものです。具体的な施策としては、例えば「住まいづくり協議会の結成によるコミュニティ活動の活性化」「まちづくり相談員の派遣による地区計画、建築協定等の普及」「住宅シンポジウムの開催による地域に根ざした住まい方の啓発」などがあげられるでしょう。

#### ハ 地域住宅生産の振興

住宅生産は、地場産業を中心に行われていますが、生産者と消費者との信頼関係を地域の側で回復させ、個々の住宅の真の向上を図ることも地域における住宅政策の大きな課題です。具体的な施策としては、「大工・工務店に対する技術講習会の開催」、「伝統的な住まいの般準設計・標準仕様の作成」、「地域特有の建築材料の使用の推進」などが考えられます。

### 4. HOPE 計画の実施

HOPE 計画の実施は毎年度定められる事業実施計画に基づいて行われます。事業実施計画は都道府県を經由して国に提出され、国はこれに基づいて所要の援助を行います。

### 5. 58年度の実施方針

昭和58年度は、全国で約10箇所の市町村を選び、モデル的な計画策定を行うとともに、策定されたHOPE 計画の実施にあたっては、既存の事業手法(公営住宅建設事業、住宅地関連公共施設整備促進事業等)についても優先採択、予算の重点配分等で援助を推進することとしています。

## HOPE 計画の具体的なイメージ

(例－1) A市：大都市圏近郊のベッドタウンとして、高度成長期より人口の急増が続いているが、個性の乏しい住宅地が増加しており、今後、市を故郷とする若年人口の増加が見込まれるなかで、良好な住宅環境の整備を必要としている。

構成 政策分野	長期的な住宅整備の基本方針	推進すべき具体的施策
良好な住宅市街地の形成	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 良好な住宅市街地整備の効率的な推進</li> <li>2) 新住宅市街地と周辺地域との一体的住宅環境整備</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 市、県、公団、公社及び民間デベロッパーからなる住宅事業者協議会を設立し、住宅地開発に係る事業調整を行い、住宅市街地の効率的整備を推進する。</li> <li>2) 公的住宅団地の建設と併せて、周辺地域整備を同時に行い、一体的な市街地形成を図る。</li> </ol>
地域住宅文化の育成	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 調和のとれた住宅景観の形成</li> <li>2) 住宅居住のルールの確立</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 市内の各地区毎の景観誘導のためのガイドラインを策定し住民に対し普及・広報を図る。</li> <li>2) 景観誘導のためのガイドラインに適合した住宅建設を推進する。</li> <li>1) コモンスペース、集会所等の運営組織を設立し、住宅コミュニティづくりを推進する。</li> </ol>
地域住宅生産の振興	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 住宅生産者と住宅需要者との間の信頼の回復</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) ハウジングフェアの開催による住宅生産に関する知識の啓蒙・普及</li> </ol>

(例－2) B市：旧城下町として伝統的な住宅のたたずまいをみせる地方中小都市であるが、若年世帯の定住化の促進、良好な住宅環境の保全、地場産業である建材業、大工・工務店の振興等の課題を抱えている。

構成 政策分野	長期的な住宅整備の基本方針	推進すべき具体的施策
良好な住宅市街地の形成	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 若年世帯の定着化の推進が図られる良好な住宅の供給促進</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 若年世帯の持家化の推進のため、民間住宅団地についても地域特別分譲住宅制度の適用を行う。</li> </ol>
地域住宅文化の育成	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 伝統的な「住まい」と「住まい方」の再評価による、良好な住宅環境保全の推進</li> <li>2) 住宅文化の高揚のための優良住宅建築の推奨</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 伝統的な住宅様式、住まい方等地域に固有の住宅文化を啓蒙するシンポジウムを開催する。</li> <li>2) 優良な住宅建築の表彰制度を設け、優良住宅の建築を推進する。</li> </ol>
地域住宅生産の振興	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 地域産材の活用等による地場産業の育成</li> <li>2) 安定した住宅生産を確保するための住宅生産技術の向上</li> <li>3) 気候・風土に適合した住宅技術開発の推進</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 地域特有の建材及び工法を用いた住宅建設を促進する。</li> <li>2) 大工、工務店に対し、新しい木材住宅技術の講習会を実施し、技能の向上を図る。</li> <li>3) 伝統的な様式を生かし、気候・風土により適合した住宅の開発を大工・工務店の共同プロジェクトとして実施する。</li> </ol>